

平成28年度

— 第2回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	平成28年 4月20日	10時00分				
閉 会	平成28年 4月20日	11時30分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	出
	藤井宣夫	出	高本恭子	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 平成28年度奈良県教育振興大綱アクションプランについて</p> <p>議決事項 2 奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について</p> <p>議決事項 3 奈良県立飛鳥京跡苑地管理運営規則について</p> <p>報告事項 1 平成28年度奈良県教科用図書選定審議会調査員の任命について</p> <p>報告事項 2 組体操の安全な実施について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長「ただ今から、平成28年度第2回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員出席で、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長「まず、前々回の定例教育委員会議事録の承認についてです。お手元に配布している議事録について、各委員内容をご確認ください。ご承認をいただけますか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で承認</p> <p>○吉田教育長「報告事項1について、文部科学省より教科書の選定が終了するまで非公開が求められているため、当教育委員会においても、奈良県教育委員会会議規則第17条に基づき非公開議案として報告すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長「委員の皆様の議決をいただきましたので、報告事項1については、非公開議案として審議することといたします。」</p>	<p>承 認</p> <p>可 決</p>
<p>議決事項 1 平成28年度奈良県教育振興大綱アクションプランについて</p>	
<p>○吉田教育長 「それでは、議決事項1『平成28年度奈良県教育振興大綱アクションプラン』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○中村次長 「それでは、平成28年度奈良県教育振興アクションプランについて、ご説明します。</p> <p>『奈良県教育振興大綱』については、去る3月下旬に開催された総合教育会議の場で承認され、3月31日に策定されました。この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められている教育振興大綱と、教育基本法で規定されている教育振興基本計画を一体的に策定したものです。対象とする期間は平成31年度までとし、可能な限り定量的な指標を重要業績評価指標(KPI)として設定し、その実効性を確保するために、達成状況を毎年度、点検と評価をしたうえで、次年度以降の施策立案、予算編成、並びに事業執行に反映することとしています。</p>	

議案及び議事内容

つきましては、教育委員会所管の部分について、年度毎の主な取組と指標及び目標値を掲げた『奈良県教育振興大綱アクションプラン』を策定したいと考えています。

アクションプランの概要についてご説明します。まず『はじめに』として、策定の趣旨を述べ、次ページに、『大綱の概要』を掲載しております。大綱には、『学びのステージに応じた教育のあり方』と『本県の教育の課題に応じた教育のあり方』として、あわせて15の施策の方向性が示されています。これら15の方向性のうち、大学教育に関する施策の方向性は県教育委員会の所管から外れますので、県教委では、それ以外の14の施策の方向性についてのアクションプランを作成しています。

アクションプランの構成についてご説明いたします。

まず、重要業績評価指標として、大綱のKPIを教育委員会所管分のみ転記いたしました。次年度以降は、『現状』を時点修正し、進捗状況を確認していく予定です。その下には、大綱の『主な取組』の項目ごとに、今年度の取組とその内容、そして、指標と目標値を示しています。

いくつか特徴的なものを、例を挙げてご説明します。

第4回総合教育会議の場で、知事から『本年度は就学前教育、実学教育、郷土教育に力を入れていきたい』との発言がありました。その該当部分についてご説明します。

まず1ページから2ページにかけて、『就学前教育』にかかる今年度からの新たな取組について項目をあげています。

次に14ページに、『(仮称)郷土学習の手引き』について、来年度に全小・中学校に配布をすることを目標として、手引きの作成を開始します。

28ページの実学教育については、特に普通科高校での実学教育を推進するため、インターンシップの拡大を目指します。また、英語教育の推進も、本大綱の主な特色の一つですが、26ページには、教員の海外研修の実施に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、研修プログラムの作成を検討することとしています。

今後は、このアクションプランを、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年実施している『教育委員会事務の点検及び評価』を行う際の規準とし、その検証結果について、毎年総合教育会議でも進捗状況を議論していただき、次年度以降の施策立案や予算編成、事業執行に反映していく予定です。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「評価指標としてインターンシップは、1人でも実施すればその学校は実施したことになるとのことですが、それで良いのでしょうか。」

○深田学校教育課長 「全国的にみても同じ評価指標の考え方です。インターンシップ実施率については、現在のところ全国平均を上回っていますが、最終的には100%を目指していきたいと考えています。」

○森本委員 「実施の有無だけでなく、人数、日数、回数ของ考え方もあります。可能な限り複数日実施しないと、インターンシップの成果は上がらないので、その方向性で実施していただきたいと思います。」

○吉田教育長 「専門高校では、長期間に生徒を企業で実習させるなどインターンシップの取組は必ず実施されていますが、普通科高校におけるインターンシップを行う定義とは何か、またその上で、1人でも実施すれば実施校としてカウントされるのは、それで良いのでしょうか。」

○深田学校教育課長 「ご意見を踏まえ、再度検討いたします。」

○吉田教育長 「看護・医療については、インターンシップを全県的に拡大していこうとしています。実績としては、二階堂高校が1年生で200人全員が年2回インターンシップを実施しているほか、大淀高校では南奈良総合医療センターでできる限り多くの生徒を体験させようとしてい

議 案 及 び 議 事 内 容

ます。また奈良医療センターができ、人材育成の点から、受入側も積極的な取組を望んでいるところではあります。

例えば普通科の高校生が1人でも、医療関係の進学を目指し、看護・医療施設でのインターンシップを実施した場合、その高校は実施とカウントするのであれば、目標は100%でも良いのではないのでしょうか。

積極的に受入を希望する施設、例えば看護・医療関係と、高校生のインターンシップをあわせて、普通科でも在学中に1回はインターンシップを実施できるような体制づくりをお願いいたします。」

○深田学校教育課長 「評価指標は大綱に定められているので、変更はできませんが、目指す方向性として取り組んでいきたいと思っております。」

○花山院委員 「中学校で、英語の授業の半分以上を英語で行っている教員の割合が22.4% 全国では48.9%で大きな開きがあります。目標は全国平均を目指すということですが、達成に向けた方向性、取組はありますか。」

○深田学校教育課長 「指導主事を中心として、授業の仕方に関する指導を重ねていきます。特に授業研究について研究会への働きかけや、学校での授業研究に指導主事が参加するよう取り組んでいるところです。」

○吉田教育長 「平成29年度以降になりますが、先進県の取組を参考に、英語教員の海外研修の実施も検討したいと考えています。海外での研修によって、教員の意識を変えていくことができれば、授業も変わってくると思っております。」

○花山院委員 「文法の指導をどうするかや、ALTの人数など、学校現場は難しい状況ではあると思っておりますが、社会のニーズがあります。全体的な方向性からみて、目標の達成は不可能ではないと思っております。」

○森本委員 「進捗状況の報告は年度単位になりますか。」

○中村次長 「評価指標の目標値は31年度まで変えませんが、目標管理は毎年度行います。秋に行う点検・評価の指標も、大綱やアクションプランを踏まえて見直しをしながら報告し、公表する予定です。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

議決事項2 奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

○吉田教育長 「それでは、議決事項2『奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則』について、ご説明をお願いします。」

○深田学校教育課長 「それでは、奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、ご説明します。

これについては、先月30日の定例教育委員会でご審議いただいた際、保留となった案件で、修正案を再提案させていただくものです。

議案及び議事内容

前回いただいた主な意見は、3つございました。

1つ目は、第2条の表現についてです。前回提案させていただいた内容は、第2条に、教育委員会及び県立学校の校長の権限の前に、学校運営に関するという文言がありました。この言葉のかかる部分が不明確であるため、分かりにくいとのご指摘をいただきましたので、今回はこれを削除しました。

2つ目は、第3条の各号に示す基本的な方針についてです。協議会で承認を得るべき項目について、国の例示では、『教育課程』、『学校経営計画』、『組織編成』、『学校予算の編成と執行』、『施設管理及び施設設備等』の整備の5項目ですが、予算編成や施設整備については、その権限が学校には与えられていないことから、これを削除しました。これによって『教育課程』、『学校経営計画』、『組織編成』、『予算執行』の4項目を設定します。

3つ目は、第3条第5号に規定する、その他の事項に関することです。提案時は『その他教育委員会が必要と認める事項』としていましたが、いただいたご意見を検討し、『その他校長が必要と認める事項』に修正します。このことにより協議会の運営がより機動的なものになると考えています。

委員構成についてもご意見をいただきましたが、設置を想定している五條高校では、現在の学校評議員を拡大することで対応する予定です。現在の学校評議員の構成は、保護者3名、地元の団体1名、地元企業が1名、地元小中学校の校長2名、同窓会長1名の合計8名となっています。更に地元の人材を加え、10人程度の体制でスタートしたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項2については可決いたします。」

議決事項3 奈良県立飛鳥京跡苑地管理運営規則について

○吉田教育長 「それでは、議決事項3『奈良県立飛鳥京跡苑地管理運営規則』について、ご説明をお願いします。」

○尾登文化財保存課長 「それでは、奈良県立飛鳥京跡苑地管理運営規則について、ご説明します。

奈良県立飛鳥京跡苑池条例が2月議会で可決されました。同条例3条に、管理運営に関して必要な事項は規則で定めるとされており、これに基づいて今回管理のための規則を定めるものです。

第2条に開館時間を示しています。午前9時から午後5時までとしています。第3条で休館日を示しています。休館日は12月28日から1月4日までとしています。第5条では、どのような方に対して利用制限をするかを定め、第6条では、苑池の秩序維持について定めています。

附則で本年4月27日から施行する旨定めています。

飛鳥京跡苑池は、平成26年度から県で整備を進めてきました。飛鳥村大字岡地内にあり、苑池は北池と南池の2つに分かれています。南池の入り口の箇所に昨年度、休憩舎とトイレを整備し、ゴールデンウィークから利用できるよう、4月27日に開所式を開催する予定です。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

議案及び議事内容

○吉田教育長 「ご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項3については可決いたします。」

報告事項2 組体操の安全な実施について

○吉田教育長 「それでは、報告事項2『組体操の安全な実施』について、ご報告をお願いします。」

○吉田保健体育課長 「それでは、組体操の安全な実施について、ご報告します。

4月18日付け教育長名で、各市町村教育委員会教育長及び県立学校長あてに発出させていただきました、組体操の安全な実施についての通知文です。同日16時より、このことについての記者レクを実施いたしました。

内容に関してご報告します。全国的に関心の高い、運動会や体育大会で実施される、いわゆる組体操への対応ですが、その安全な実施について、県教育委員会では、事故防止を図る取組を進めてきました。

具体的には、平成26年度及び27年度における組体操の実施状況調査、平成28年度の予定について調べ、事故防止について注意喚起を図ってきたところです。その結果小学校においては、平成27年度のピラミッド実施校が175校、タワー実施校が166校でしたが、平成28年度はピラミッド実施校が47校、タワー実施校が46校となり、注意喚起が一定の効果をあげていると考えています。

しかし本県においても、平成27年度のピラミッド及びタワー実施において、骨折者数が11名と報告されています。全国的にみても、昭和44年度以降、9件の死亡事例が報告されているところです。

県教育委員会では、このことを重く受け止めて、3月22日に大学教授やドクターなどの有識者、各小中高校長会の代表、各小中高体育研究会の代表、及びPTA代表の方にお集まりをいただき、情報交換、意見交換を行いました。そしてこの度、これまでの現状と取組を踏まえて、組体操に対する県教育委員会としての考え方を、次のとおり整理させていただきました。

『運動会・体育大会は、日頃の学習の成果を発表する場とされています。このことから、運動会・体育大会で実施する組体操は、授業実践の成果を発表するものです。

組体操の内容は、授業で実践した内容とその発展的な内容が適切であり、極めて危険度の高い、多人数で立体的に組み上げるピラミッドや、高さのあるタワーなどについては、授業の発展的な内容を逸脱するとともに、完成を目指すには、正しい練習段階を踏むことが必要となり、多くの時間を要し、かつ完成させることを第一として授業に取り組むことは、学習指導要領の趣旨にそぐわないことから、不適切と判断いたしました。』

もちろん組体操の全てを不適切と判断しているものではありません。各学校において組体操を実施する場合は、通知文書をもとに適切に実施するようお願いしているところです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項2については承認いたします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

その他報告事項

○吉田教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○中村次長 「平成27年度包括外部監査結果についてご報告します。

包括外部監査とは、監査委員制度とは別に、各地方公共団体が、弁護士や公認会計士等外部の方と外部監査契約を締結して、財務等についての監査を受けることと、監査の結果に関する報告の提出を受けるといった内容の制度で、地方自治法第252条の37の規定により、毎会計年度1回以上、外部監査人が必要と認める財務その他の事業を特定して監査するものとされています。

監査対象は『奈良県の公教育に関する財務事務』について、監査対象期間は、平成26年度です。監査対象機関は、地域振興部のうち教育振興課分、教育委員会事務局各課、県立高等学校の3校及び私立高等学校の3校となっています。

教育委員会事務局については、委託費、補助金等の事務にかかる手続きが法令・規則に準拠されているか等4項目について、さらに県立学校については、県立高等学校と私立高等学校の取組について情報交換をする仕組みは整備されているか等2項目について、監査が進められました。

全般的な意見ですが、まず私立学校については、『私立学校教育経常経費補助金』に関する分析に基づき、4つの意見が述べられています。県立高等学校の予算については、特色ある予算及び弾力的な予算の設定について、公費と私費の区分についての意見が出されています。私立高等学校と県立高等学校の比較分析では、学級数、生徒数に対する教員数の対比結果について意見が出されています。学校評価については、県立高等学校で4つの意見が出されています。教務に専念できる環境の整備については、校務用コンピューターの早期整備など3つの意見が述べられています。

個別意見ですが、全般として、奨学金未収金の回収の可能性の判断と損失処理の検討について等、4つの意見が述べられています。現地往査については、奈良高等学校、平城高等学校、青翔高等学校の3校への現地往査の監査結果、意見となっています。

最後に監査法人の総括意見が述べられています。

今後、教育委員会事務局としては監査結果に基づき措置内容を検討し、監査委員に通知して公表されることとなります。時期については未定であります。公表前に本教育委員会会議にお諮りする予定です。

以上です。」

○福井人権・地域教育課長 「人権教育指導資料等の配布について、ご報告します。

『人権教育の手びき第57集』は、人権教育の指導者用の教材ということで取りまとめたものです。教職員の世代交代が急速に進むなかで、教育の理念と実践の継承、発展が課題であると認識しており、これまでの人権教育、特に部落問題に関する内容についてとりまとめ、県内の国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布し、有効活用を依頼しているところです。

『なかまとともに・高等学校』は、生徒用と先生の指導資料集、DVDがセットになっています。これは学校における、例えばLHR（ロングホームルーム）などの時間を活用していただき、人権についての勉強をしていただこうと、人権学習用の副教材として制作したものです。『なかまとともに』は、既に小学校編の1（前半）と2（後半）、中学校編、今回の高等学校編の4分冊として編集し、配布してきました。

県の人権教育の推進についての基本方針、人権教育推進プラン、国の人権教育の指導方法のあり方等について、人権尊重の意味に基づく知識、態度、技能等を学べる教材としています。今後研修会等を通じて、現場の先生方に活用方法等について伝達していきたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

議案及び議事内容

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他連絡、報告事項をお願いします。」

○塩見教職員課長 「前回4月7日開催の第1回定例教育委員会で、平成28年4月人事異動の概要についてご報告させていただいた際、森本委員からご質問のあった小中学校間の校種間交流件数の減少理由について、分析させていただいた結果をご報告します。

まず、小中学校間の校種間交流の件数推移についてですが、平成25年度は48件で前年比20件の増、平成26年度は34件で14件の減、平成27年度は46件で12件の増、そして平成28年度が36件で10件の減でした。

その理由ですが、分析したところ、校種間交流の内訳として管理職が主となっています。36件のうち管理職である校長・教頭は29件です。

管理職の退職者数を調べると、平成25年で98名、平成26年で86名、平成27年で111名、平成28年で86名となり、校種間交流は管理職が主ということもありますので、管理職の退職が多い年が、この校種間交流が増える傾向にあるということです。今年度は前年度末の退職者が少なかったため、校種間交流も減少したということが考えられます。

以上です。」

非公開議案

報告事項1 平成28年度奈良県教科用図書選定審議会調査員の任命について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」